

課方針書
(令和5年度)

シート1(監査事務局)

課名	監査事務局	課長名	落合 利晃
■課の構成			
監査事務局	4人		
事務局長	1人		
監査G	3人(うち会計年度任用職員1人)		
■あるべき姿と方策			
【課のビジョン】 ○本市の行政運営が公正かつ効果的、効率的に進められ、市民から地方自治に対する理解と信頼が得られるよう監査機能を充実させていく。		【課の使命】 ○監査事務局の職員は、地方公共団体に置かなければならない委員として定められた監査委員の補助組織および補助職員としての機能を担っている。 ○監査委員の指揮下で、市が行う財務事務や経営管理など行政運営が正確かつ合法的、経済的、効率的、有効的に進められるよう公正の立場で監査を実施する。	
■課題の認識			
【解決すべき課題】		【課題解決のための対応方針】	
1 決算審査、定期監査における効率的・効果的な監査手法の検討		適切な着眼点に基づく課題抽出や監査重点項目の洗い出しに努め、事前審査を実施する。	
2 監査結果の課題整理及び各課へのフォローアップ		監査結果の課題を整理し庁内で共有するとともに、各担当課による自発的な是正や改善を促すため、継続した検証を行っていく。	
3 監査事務に必要な法令等の知識習得		研修会等への参加も含めた自己研鑽のほか、他市との情報交換、市役所内・監査事務局内での情報共有を行う。	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

■方向性の設定

【重点方針】

○監査委員の指揮下、津島市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、その他行政運営について監査を行う。

【令和5年度監査計画】

- ・例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)…12日
- ・定期監査(地方自治法第199条第1項・第4項)…10日(14課(局)、5施設)
- ・財政援助団体等に関する監査(地方自治法第199条第7項)
…1団体(内、指定管理者監査1団体)
- ・一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査(地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項)、基金の運用状況の審査(地方自治法第241条第5項)…7日
- ・健全化判断比率及び資金不足比率の審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)…1日

○監査を実施するにあたり、市の行政運営が合法であるか、正確であるか、経済的であるか、効率的であるか、有効性があるか等の視点に立ち、常に公正な立場を心がける。

- ・各種研修会への参加及び自己研鑽を通し、監査事務に関する必要な知識の習得を図る。
- ・津島市監査基準に沿った実効性のある監査となるよう、監査手法を検討し、書面監査・実地監査により監査を実施する。
- ・定期監査等の実施後、担当課からの監査記録の提出等により、監査結果における課題の共有及び整理を行うとともに、課題解決に向け、担当課による自発的な是正や改善を促し、継続的に検証する。
- ・各課共通的な問題に対して情報発信を行う。

【事務事業一覧】

優先順位	事務事業名	事業概要	施策コード	SDGs目標
1	例月出納検査	出納事務が適正に遂行されているか、毎月検査する。	521	16 平和と公正をすべての人に
2	定期監査	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業が適法、適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査する。	521	16 平和と公正をすべての人に
3	財政援助団体等に関する監査	財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設管理受託者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の執行が適正かつ効率的に行われているかを監査する。	521	16 平和と公正をすべての人に
4	一般会計、特別会計、公営企業会計決算及び基金の運用状況の審査	市長から提出された決算書類、基金の運用状況を審査し、市の予算の執行および事業の経営が、適正かつ効率的に行われたか、その結果の意見を付して市長へ提出する。	521	16 平和と公正をすべての人に
5	健全化判断比率及び資金不足比率の審査	・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の審査(市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の書類を審査し、その結果の意見を付して市長へ提出する。) ・公営企業における資金不足比率の審査(市長から提出された資金不足比率の書類を審査し、その結果の意見を付して市長へ提出する。)	521	16 平和と公正をすべての人に
6				